平成２２年（再ロ）第５号
栃木県足利市利保町２丁目22番地８
再生債務者　齋藤　正春
１　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年11月４日まで
４　一般異議申述期間　平成22年11月18日から平成22年11月26日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（再ロ）第６号
栃木県佐野市高萩町1202番地７
再生債務者　小野　幸雄
１　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年11月５日まで
４　一般異議申述期間　平成22年11月19日から平成22年11月29日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（再ロ）第７号
栃木県佐野市高萩町1202番地７
再生債務者　小野記代子
１　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年11月５日まで
４　一般異議申述期間　平成22年11月19日から平成22年11月29日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第４号
宮城県東松島市大曲字道下南120番地１
再生債務者　伊藤　伸也
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月４日まで
平成22年10月13日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

平成２２年（再ロ）第７号
秋田県潟上市飯田川飯塚字塞ノ神17番地３
再生債務者　鈴木　憲吾
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月４日まで
平成22年10月13日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（再ロ）第１６号
北九州市小倉北区大手町14番５―809号
再生債務者　吉村眞理子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月４日まで
平成22年10月13日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（再ロ）第５８号
大阪府高槻市春日町２番49―202号
再生債務者　羽室　靖子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月４日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月９日まで
平成22年10月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第６４号
大阪府豊中市玉井町４丁目１番18号
再生債務者　小川賀代子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月９日まで
平成22年10月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１２号
北海道江別市上江別西町56番地の８　サーム高砂参番舘511号
再生債務者　牧野　幸子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月10日まで
平成22年10月13日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第１３号
札幌市厚別区上野幌３条１丁目１番３―304号
再生債務者　瀧ケ平　薫
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月10日まで
平成22年10月13日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第３号
福島県南相馬市小高区片草字南原90番地
再生債務者　藤家　浩明
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月29日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月10日まで
平成22年10月13日　福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（再ロ）第１００７２号
東京都国立市富士見台１―28―19―１―36―307
再生債務者　山内　　誠
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月１日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年10月26日まで
平成22年10月12日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１００８１号
東京都墨田区江東橋５―11―５　笠間MNビル７F
再生債務者　加藤　裕康
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年10月26日まで
平成22年10月12日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第２１号
宮城県宮城郡利府町花園２丁目12番地５
再生債務者　成ヶ澤哲哉
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月４日まで
平成22年10月14日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第３号
長野県松本市寿北７丁目１番18号　レオパレス寿113号室
再生債務者　眞篠　裕一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月４日まで
平成22年10月14日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２２年（再ロ）第７号
広島市安佐南区川内５丁目31番１―504号
再生債務者　酒井　弘次
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月13日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月10日まで
平成22年10月13日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第２７号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前８番地の４　O―301
再生債務者　藤井由加利
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月８日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月15日まで
平成22年10月14日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第８号
兵庫県西宮市岡田山３番７号
再生債務者　谷山　貞美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年９月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月12日　神戸地方裁判所尼崎支部